

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】令和4年9月7日(2022.9.7)

【公開番号】特開2021-81596(P2021-81596A)
 【公開日】令和3年5月27日(2021.5.27)
 【年通号数】公開・登録公報2021-024
 【出願番号】特願2019-209127(P2019-209127)
 【国際特許分類】

G 0 2 B 5/22(2006.01)

G 0 1 J 1/02(2006.01)

G 0 2 B 1/111(2015.01)

10

【F I】

G 0 2 B 5/22

G 0 1 J 1/02 H

G 0 2 B 1/111

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月30日(2022.8.30)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくともコア層を有する樹脂パネルであって、
前記樹脂パネルは、少なくとも一方の側の表面に反射防止層が配置されてなり、前記反射防止層表面の水接触角が100度以上であり、

前記樹脂パネルは、波長905nmの光線透過率が85%以上であり、可視光線透過率が20%以下である、樹脂パネル。

30

【請求項2】

前記コア層がポリカーボネート樹脂を含む、請求項1に記載の樹脂パネル。

【請求項3】

前記コア層が、アゾメチンアゾ系化合物及びペリレン系化合物から選ばれる1以上の化合物を含む、請求項1又は2に記載の樹脂パネル。

【請求項4】

前記反射防止層は、波長550nmの反射率よりも波長905nmの反射率の方が低く設計されてなる、請求項1～3の何れかに記載の樹脂パネル。

【請求項5】

前記反射防止層が、表面側に低屈折率層を有し、前記低屈折率層は、屈折率が1.28～1.40、厚みが120～250nmである、請求項1～4の何れかに記載の樹脂パネル。

40

【請求項6】

前記樹脂パネルが意匠層を有する、請求項1～5の何れかに記載の樹脂パネル。

【請求項7】

前記意匠層、前記コア層及び反射防止層をこの順に有し、前記反射防止層が前記樹脂パネルの表面に配置されてなる、請求項6に記載の樹脂パネル。

【請求項8】

前記意匠層として、網点又はメッシュから形成されてなる第一意匠層と、全面ベタの第

50

二意匠層とを有する、請求項 6 又は 7 に記載の樹脂パネル。

【請求項 9】

前記意匠層が、アゾメチンアゾ系化合物及びペリレン系化合物から選ばれる 1 以上の化合物を含む、請求項 6 ~ 8 の何れかに記載の樹脂パネル。

【請求項 10】

赤外線発光素子と、赤外線受光素子と、前記赤外線発光素子及び前記赤外線受光素子の前面に配置されてなる保護カバーとを有する赤外線センサーであって、前記保護カバーが請求項 1 ~ 9 の何れかに記載の樹脂パネルである、赤外線センサー。

10

20

30

40

50